参考資料

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３０年１２月２７日
自動車局貨物課

「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」をまとめました

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

トラック運送機能の安定的･継続的な提供を可能とするために、コンプライアンス違反を防止しつつ運行に必要となるコスト構成や効率的な運送を可能とする運行事例等について取りまとめたので公表します。

国土交通省では、トラック事業者が適正な水準の運賃・料金を収受できる環境を整えることを目的として、平成２８年７月に学識経験者、トラック運送事業者・荷主等の関係者及び関係省庁から構成される「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、具体的な方策等について検討を進めてきました。

同検討会における議論を踏まえ、コンプライアンス違反を防止しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上で一定のコストが必要となること等について荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために、事業の実施におけるコスト構成や運行事例等も含めてガイドラインとして取りまとめました。

引き続き、関係省庁間で密接に連携しつつ、適正運賃収受の実現に向け、荷主・運送事業者双方に対する働きかけ等に取り組んでいきます。

≪ガイドラインのポイント≫

法令を遵守した運送機能を安定的・継続的に提供する上での、

〇運送に必要なコストの説明

〇効率的な運送を可能とする運行事例の紹介

【ガイドラインの掲載ＨＰ】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000041.html

【参考】

〇「トラック運送業の適正運賃･料金検討会」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000027.html

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局貨物課　尾崎、足利
TEL：03-5253-8111（内線 41333）　直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637

トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上でコストが必要になることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためにガイドラインとしてとりまとめました。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国土交通省

経済産業省

農林水産省

トラック運送機能の安定的･継続的な提供を可能とするために
～荷主･運送事業者双方の共通理解に向けて～

① コンプライアンス（法令遵守）は、安全確保等の観点から重要です。

○　トラックドライバーは、以下の改善基準告示(※1)を遵守する義務があります。

拘　束　時　間 （始業から終業までの時間）	・１日(※2)　原則１３時間以内 最大１６時間以内（15時間超えは週2回以内） ・１か月　２９３時間以内
休　息　期　間 （勤務と勤務の間の自由な時間）	・継続して８時間以上
運　転　時　間	・２日平均で、１日あたり９時間以内 ・２週間平均で、１週間あたり４４時間以内
連続運転時間	・４時間以内

※1　自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
※2　(1)1日拘束16時間を超える運送はできない
　　(2)週3日以上1日拘束15時間を超える運送はできない

②「拘束時間」は、荷物を運んで運転している時間だけではなく、点検・回送運転・荷待・荷役・休憩等の時間も含みます。

※拘束時間等のルールに加え、働き方改革関連法により、H36年4月（2024年4月）から、時間外労働時間について「年間960時間以内」の上限が設けられます。

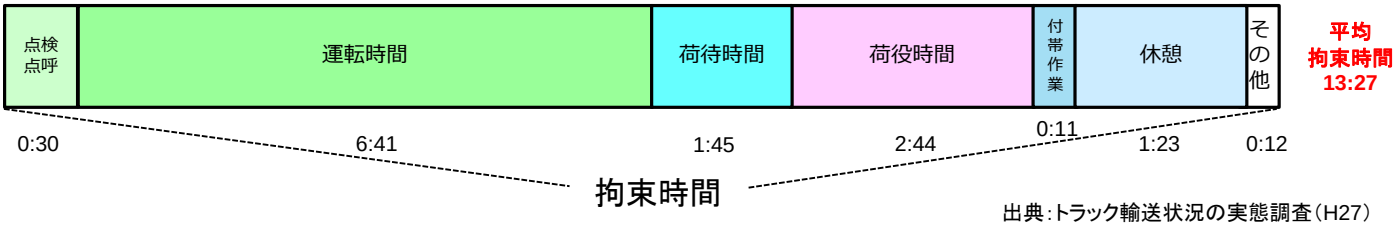

出典：トラック輸送状況の実態調査（H27）

③ コンプライアンス違反を防ぐためには、
・荷待や荷役時間の長時間化の抑制、
・高速道路等の利用による運転時間の短縮、等について、荷主側の理解・協力が重要です。

ﾜﾝﾎﾟｲﾝﾄ：　検品・ラベル貼り等の付帯作業の範囲については、荷主・運送事業者双方で協議した上で契約で定めておくことが重要です。

コンプライアンス（法令遵守）のための取組例

(1) 高速道路利用等による拘束時間短縮（例）→限られた時間での効率的運送が可能

①高速道路利用(平均速度UP↑)、②フェリー等の利用(乗船時間は全て休息期間)により、拘束時間を短縮

一般道の走行では拘束時間のルールを守ることができない。

片道220km（往復440km）、一日運行、一般道路使用の場合

運転時間：約12．5時間
拘束時間：約16．5時間
⇒ 拘束時間が16時間を超過 ＝ コンプライアンス違反

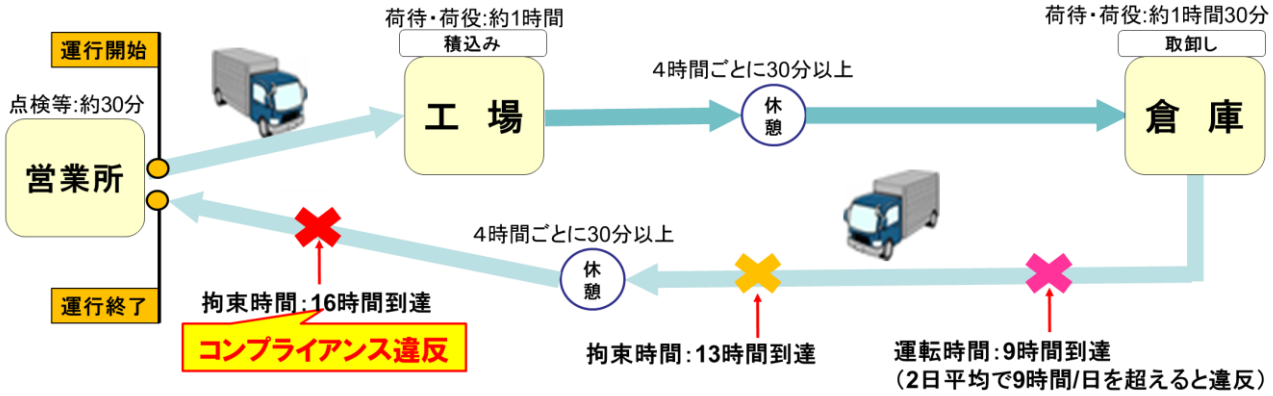

高速道路利用により拘束時間のルールを遵守することが可能に！ 高速利用料は必要

片道220km（往復440km）、一日運行、高速道路利用の場合　※高速道路:340kmとして試算

運転時間：約7．5時間
拘束時間：約10．5時間
⇒ 拘束時間が13時間以内に収まる ＝ コンプライアンス（法令遵守）＋ 連日運行可能

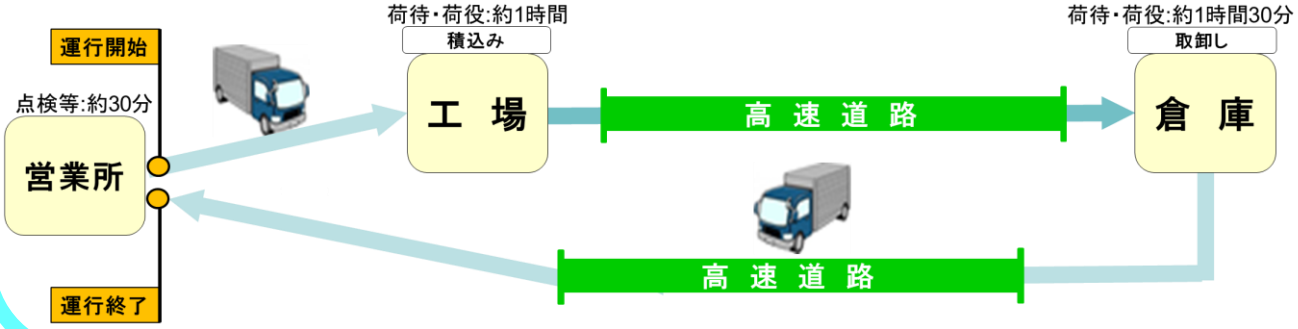

高速道路を利用せず拘束時間ルールを遵守しようとすると…
① 交代運転者が必要（２人分の人件費が必要）、又は、
② １日戻りではなく、２日間運行とする必要あり（所要時間・コスト増加、効率悪化）

※一般道35km/h、高速道70km/hで走行するとして試算

(2) 受付予約システム・機械荷役等による拘束時間短縮（例）

→限られた時間での効率的な運送が可能

荷待・荷役時間が長くなることによるコンプライアンス違反を回避するため、
①トラック受付予約システム等による荷待時間を短縮、②パレット等の機械荷役による荷役時間を短縮

荷待・荷役時間が長くなることで拘束時間のルールを守ることができない。

片道450km　倉庫荷待ち時間：1時間30分×3回、荷役時間：1時間×3回 の場合　※高速道路:350kmとして試算

運転時間：約8．0時間
拘束時間：約18．0時間
⇒ 拘束時間が16時間を超過 ＝ コンプライアンス違反

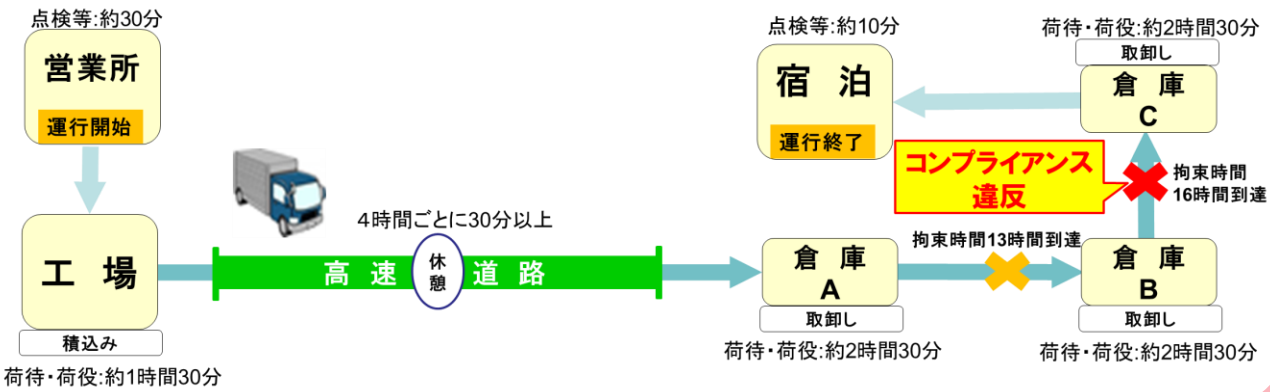

受付予約システム・機械荷役等で荷待ち時間等を短縮することにより
ルールを遵守することが可能に！

荷主側の協力が不可欠

片道450km　倉庫荷待ち時間：30分×3回、荷役時間：30分×3回 の場合　※高速道路:350kmとして試算

運転時間：約8．0時間
拘束時間：約13．0時間
⇒ 拘束時間が16時間以内に収まる ＝ コンプライアンス（法令遵守）

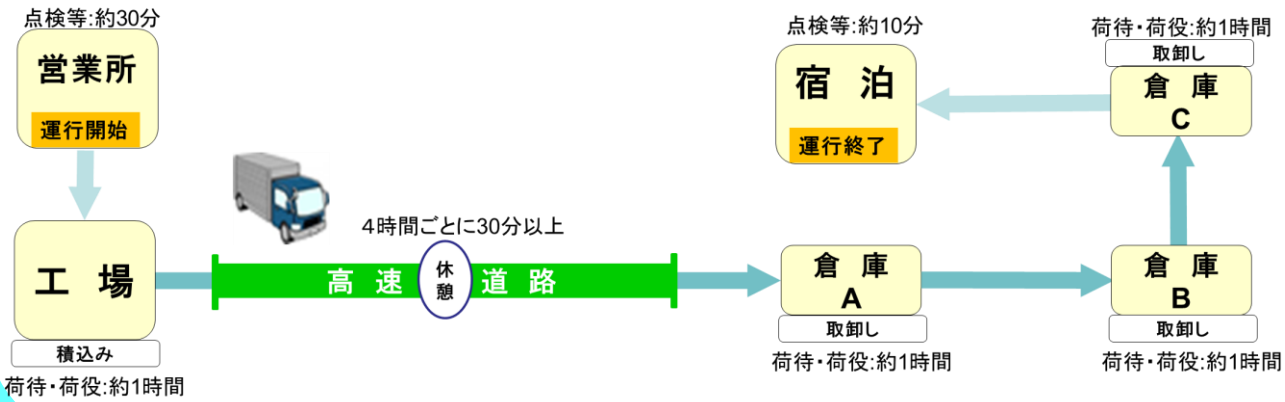

※一般道35km/h、高速道70km/hで走行するとして試算

④ 法令を遵守しつつ運送機能が持続的に提供されるためには、運送に必要なコストが賄われることが重要です。

○　トラック運送機能を持続的に提供していく上では、以下のようなコストが発生します。

(1) 直接費（運送費）

①運行費、②車両費、③ドライバー人件費等、④自動車関連諸税・保険料、等

(2) 間接費

①一般管理費、②施設費、③事故処理費、④租税公課等

○　法令を遵守しつつ持続的に運送機能が提供される上では、こうした必要となるコストを賄えることが重要となります。

運送に必要なコスト

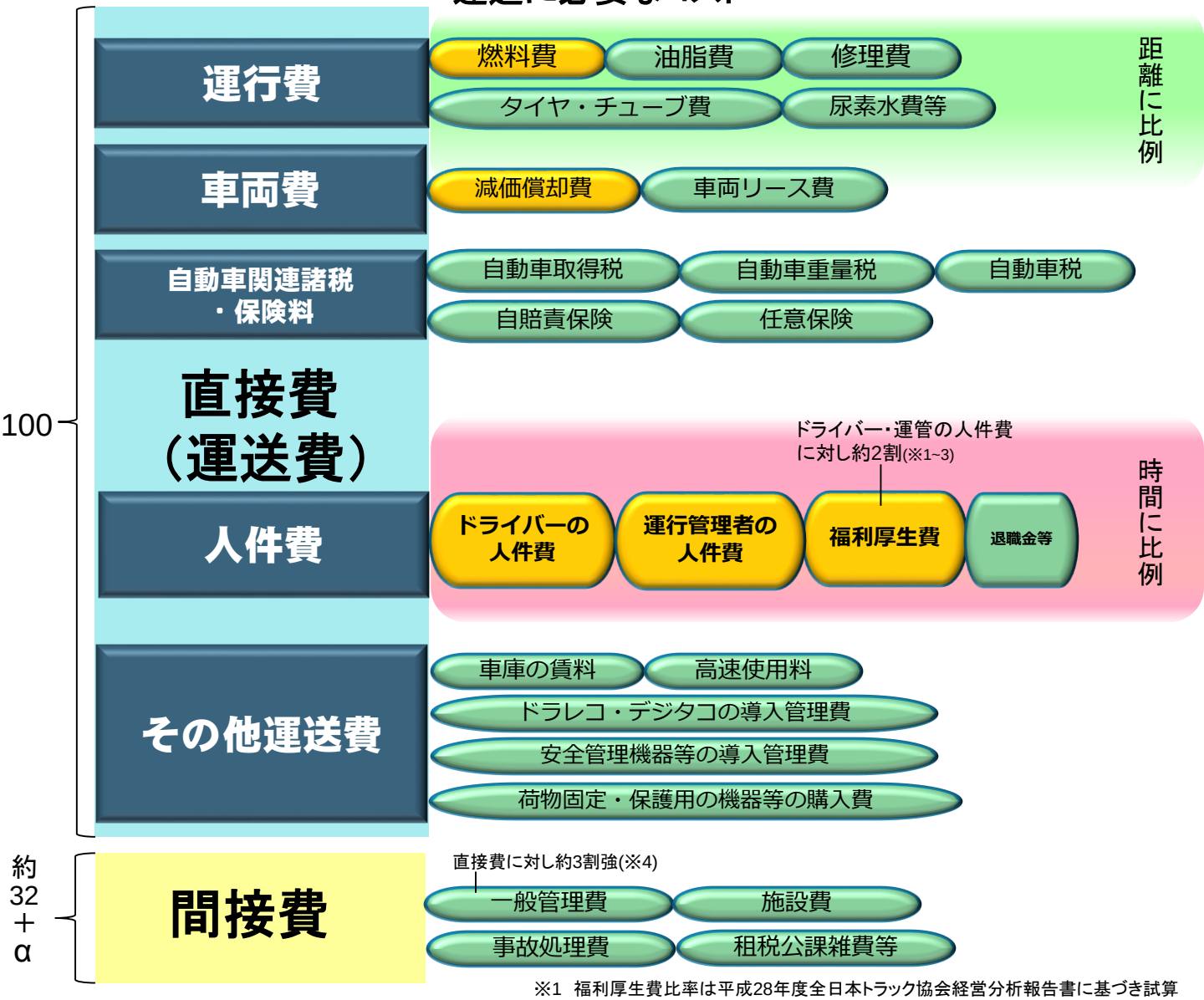

※1　福利厚生費比率は平成28年度全日本トラック協会経営分析報告書に基づき試算
※2　法定福利費事業者負担比率は厚生労働省等HPより
※3　福利厚生費には法定福利費を含む
※4　平成28年度中小企業実態基本調査に基づき試算

人件費・福利厚生費について（※4）

トラックドライバーは深刻な人材不足で、ドライバーの年齢構成も高齢化が進む一方です。他産業と比べて、給与の時間単価は約2割～3割低く、今後人材を確保していく上では、この差が縮小するようにしていくことが重要となります。

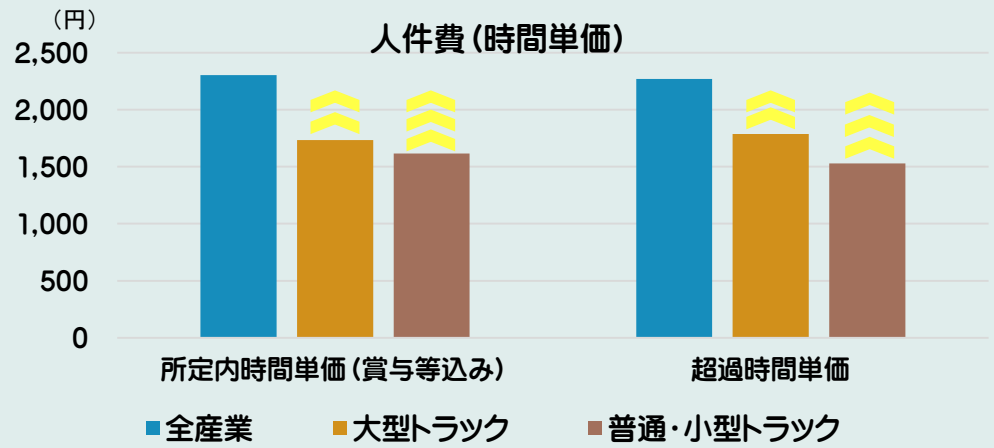

※1

コンプライアンス（法令遵守）のために、福利厚生費等は必要不可欠なコストです。

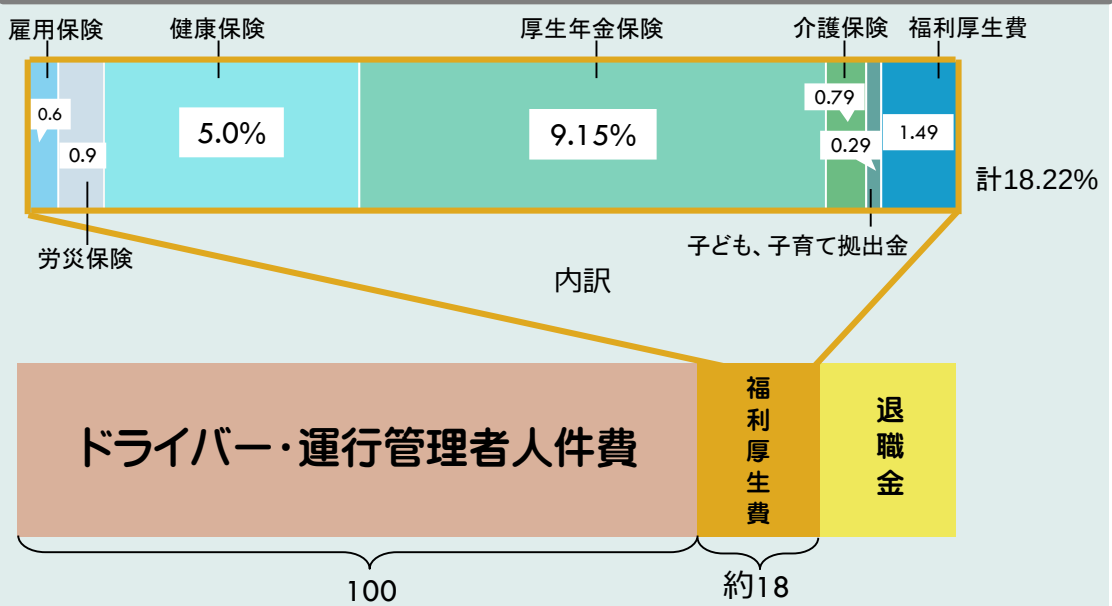

●一般的に福利厚生費は、運転者人件費に対して、その18%がかかる　※2~4

●運行に対して間接的な面が強いが、コスト計算をする際には適切に計上する

※1　平成29年賃金構造基本統計調査に基づき試算

※2　福利厚生費比率は平成28年度全日本トラック協会経営分析報告書に基づき試算

※3　法定福利費事業者負担比率は厚生労働省等HPより

※4　福利厚生費には法定福利費を含む

燃料費について

燃料費は、車種や距離に応じて変動しますが、必要不可欠なコストです。

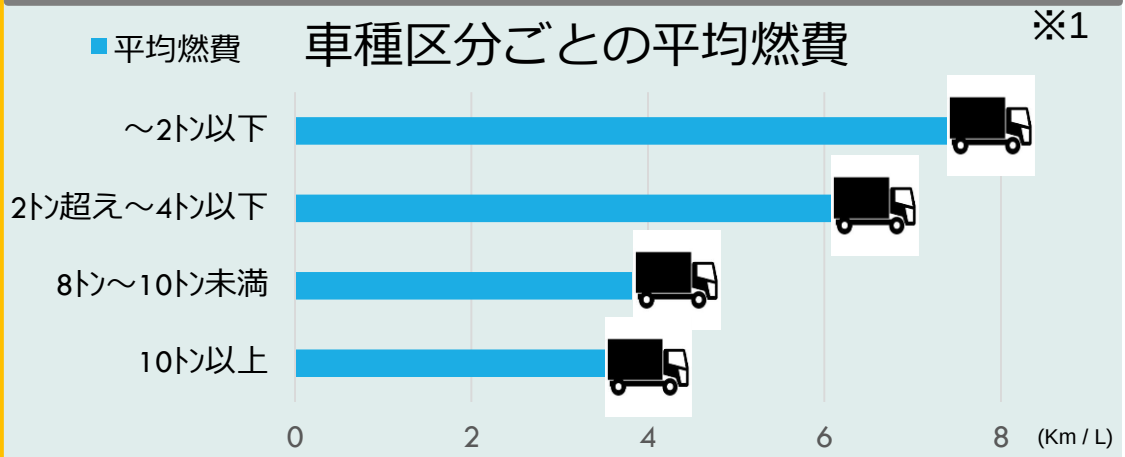

注：冷蔵冷凍車等は上記よりも燃費が悪化

燃料価格は大きく変動します。その変動はトラック事業者がコントロールできないため、燃料サーチャージ制の導入が重要となります。

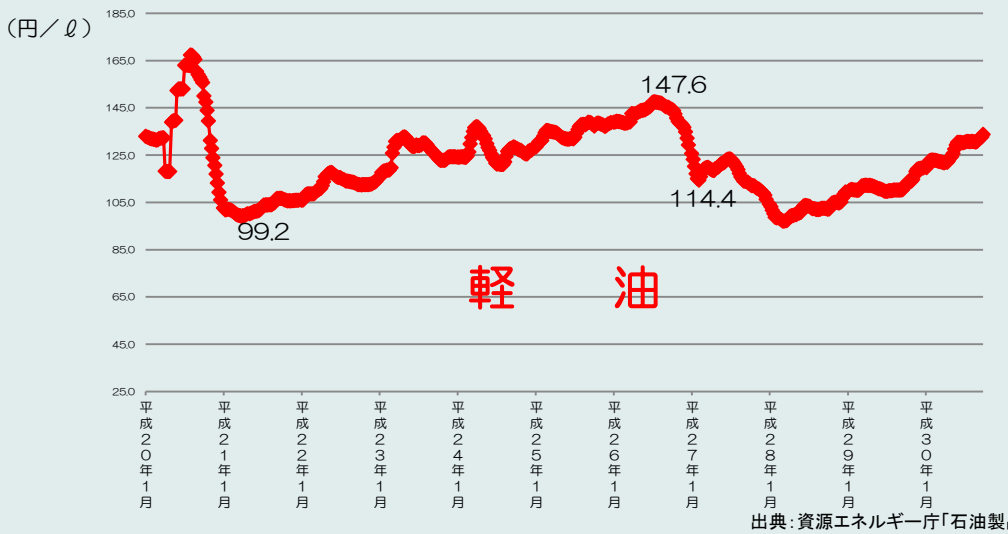

出典：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

間接費について

直接費の他に間接費が必要となります。（一般管理費、施設費等）

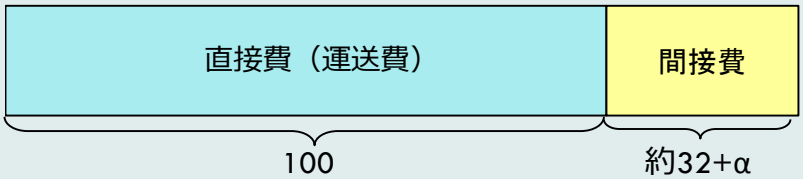

●間接費は、平均直接費（運送費）の3割強相当。 ※2

※1　平成23年度全日本トラック協会調査データ及び平成27年度九州トラック協会調査データに基づき試算

※2　平成28年度中小企業実態基本調査に基づき試算
（トラック事業者の99.9%は中小企業者であり、きわめて零細性が強い。）

⑤ 国土交通省はコンプライアンス（法令遵守）を強化し、働き方改革を進めるために、ルール違反に関する行政処分の強化等を進めています。

○　違反事業者に対する行政処分の強化（停車日数の引上げ）

（ex）社会保険等未加入　　一部未加入：10日車
全部未加入：20日車　→　未加入1名：警告
未加入2名：20日車
未加入3名：40日車

○　事業停止を課するトラック車両数を、最大5割まで引上げ

（ex）処分150日車のとき、営業所あたりの配置車両数が

5両：2両×75日
10両：2両×75日
100両：7両×18日、1両×24日　→　5両：　2両×75日
10両：　5両×30日
100両：15両×10日

○　監査の強化

⑥ 改善基準告示等のルール違反については、トラック事業者への処分に加え、荷主勧告制度に基づく勧告等が行われる場合があります。

○　改善基準告示に違反した場合

① トラック事業者　⇒　行政処分を受けることとなります

② 荷主企業等　⇒　関与がある場合、荷主勧告制度による勧告（社名公表）や警告を受けるおそれがあります。

⑦ 荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」に記載する必要があります。

○　荷主都合により30分以上待機した場合

・集荷地点等
・集荷地点等への到着/出発日時
・荷積み/荷卸しの開始/終了日時

等を「乗務記録」の記載対象として追加する必要があります。

※車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに限ります。

法令を遵守したトラック運送機能を、少子高齢化が進む中、安定的に提供するためには、荷主及び運送事業者双方の理解と協力のもとでの下記のような取組が必要（まとめ）

効率的な運送を可能にするために

○高速道路料金・フェリー料金等

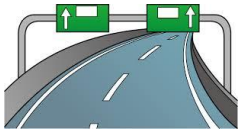

長距離運行には、高速道路やフェリー等の利用が効果的
→　そのために実費として利用料のコストを賄えることが重要
※フェリー等の利用については、リードタイムの確保も重要となります。

（※高速道路やフェリー等を利用しない場合は、追加のドライバー等を用意
→　追加のコスト（人件費）が必要）

○荷待ち・荷役時間の抑制と待機時間料等

①コンプライアンス（法令遵守）のために、長時間の荷待ち・荷役が発生しないことが重要

②また、荷主都合により生じた待機時間や付帯作業等に対する料金は、運送の対価である「運賃」とは別建てで収受される必要があります。

③荷待ち・荷役時間の短縮には、トラック受付予約システムや機械荷役が効果的
→予約システム＿システムの導入や検品、仕分け作業の効率化が必要
→機械荷役＿パレット等の利用、フォークリフト等の利用が必要

トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました。
（ HP :　http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf ）

燃料価格の変動に対応した燃料費

燃料価格が上昇した場合には、自動的に燃料費も上昇することになりますので、燃料価格の変動に対応してコスト回収ができる「燃料サーチャージ制」を導入することが重要です。

トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインについて
（ HP : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html ）

車両の点検整備費、ドライバーの健康管理費、社会保険料等

こうした安全を確保する上で必要なコストや福利厚生費等もルールを守る上で必要になるコストです。

発生するコストを賄えない状況では、コストを無理に削減するため、１人のドライバーで拘束時間等の限度を超えて運行したり、適切な点検整備等が行われないなど、コンプライアンス違反が惹起されるおそれが増加します。

国土交通省 適正取引相談窓口 一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		**03-5253-8575**
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6801
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7336
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5348
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4603
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602
近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151
	滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
中国運輸局	自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
	鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357
	徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
	愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271
	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747
	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155
	大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107
	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952
	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140